

独立論文

強制的国際立憲主義の問題点と非武装平和主義の展望
——カント、ハーバーマスと日本国憲法第9条の政治哲学

田邊俊明

国際公共問題研究所代表

はじめに

冷戦の終結とそれに伴う世界規模での「民主化の波」を契機として、従来の国家主権のあり方を問い直す国際立憲主義や「グローバル・ガバナンス」論が盛んに唱えられるようになり¹、侵略戦争を意味する「平和に対する罪」や、民族虐殺などを意味する「人道に対する罪」をもっと効果的に処罰する仕組みを作るべきだとする意見が頻繁に聞かれるようになった。

このような立場を代表する論者の1人が、ドイツの哲学者ユルゲン・ハーバーマスである。彼によると、冷戦の終結に伴って国際法を「立憲化」ないしは世界市民法を「制度化」するチャンスが到来したのであり、諸国家は自国の戦争と平和、国際的人権保障に関する主権を超国家レベルに委譲することで、国際政治を世界内政（Weltinnenpolitik）に変えるべきである。そうしなければ、イマニュエル・カントの言う「法的平和」は決して実現できないだろうと言うのである²。

ここで国際法の「立憲化」ないし世界市民法の「制度化」とは、戦争と平和、国際的人権保障に関する事柄については、各国が保有する立法、執行、司法の権限を超国家レベルに集中して「世界連盟国家（Weltbundesstaat）」を設立し、武力の行使や威嚇といった手段の利用を排除することなく、主権国家の頭越しにグローバルな規模で「法の支配」を貫徹してゆくことを意味する。

そうすると、各国の対外的・対内的な主権は大幅に制限されることになり、戦争と平和、国際的人権保障に関する事柄は、国家間の権力政治ではなく、国際的な憲法規範にのっとった世界規模での内政によって決められることになる。ハーバーマスは、こうして国家単位での立憲主義を、「国内類推」の論理にしたがって国際関係に部分的に投射してゆくことを、国際法の「立憲化」ないし世界市民法の「制度化」と称しているのである。

さて、こうしたハーバーマスの問題提起は、主にヨーロッパの国際法学者の間で国際立憲主義に関する活発な議論を生みだし³、日本でも篠田英朗がこれに積極的な意義を認めているが⁴、少なくともハーバーマスが言う意味での国際立憲主義は、日本国憲法の非武装平和主義に対する大きな挑戦にもなりうる。というのも、

日本国憲法は一切の戦争と武装を放棄しているにもかかわらず、彼の国際立憲主義は、国際法（あるいは世界市民法）を執行するための手段として、武力の行使や威嚇という選択肢を排除しておらず、強制的国際立憲主義としての性質を色濃くもっているからである。

では、武力の行使や威嚇を伴う国際立憲主義以外に、「法的平和」を達成できる仕組みはないのだろうか—この問いに取りくむために、本論ではまず第1に、カントの「平和連合 (Friedensbund)」構想を取りあげ、彼がなぜ「世界共和国 (Weltrepublik)」を一般命題としては (in thesi) 正しいことを認めながらも、「戦争を防止し、持続しながら絶えず拡大する連合という消極的な代替物」を提案したのかを見てゆくことにしたい。

第2に、ハーバーマスがカントの「平和連合」への対案として国際立憲主義を提出した理由と、これにもとづいた具体的な統治の仕組みについて見てゆくことにしたい。その際、カントとハーバーマスの間に国際「法」や世界市民「法」の概念を巡って大きな見解の対立があることに注意を促したい。

第3に、ハーバーマスは、不戦条約の締結、国際連盟や国際連合の設立、ニュルンベルグと東京における国際軍事裁判、国際人権法の整備、冷戦後に活発化した国際機関による人道的軍事介入、国際刑事裁判所の設立といった一連の流れの延長線上に国際立憲主義を位置づけようとしているが、実はこうした流れについては全く別の解釈が可能であって、必ずしも国際立憲主義を支持するものではないことを示したい。

第4に、ハーバーマスの国際立憲主義は、カントの言う「法的状態」を実現するという名目で武力の行使や威嚇を容認することで、逆に無法な「自然状態」を過激化させるという理論的行き詰まりに陥る危険性が高いことを示したうえで、このアポリアを打開する鍵が、日本国憲法の非武装平和主義にあることを示したい。

1. 単なる妥協の産物ではない「平和連合」

カントは恒久平和を実現するための第1段階として、各国の国民が自国において「根源的契約」にしたがった「共和制⁵」を実現すること、第2段階として、常備軍を撤廃したり、国際法を遵守したりすることを通じて、各国が無法な「自然状態」を脱却して「法的状態」に入ってゆくための準備をすること、第3段階として、「平和連合」とでも名づけることのできるような特殊な連合を設立して、これですべての戦争を永久に終結させることを、「実践理性」から演繹的に導きだされる「義務」としている。

カントはこの「平和連合」により、「諸国家間の紛争を（未開人のやり方にな

らって) 野蛮な仕方、すなわち戦争によって解決しないで、それを民事的な仕方、いわば訴訟によって解決し、国際間に確立されるべき公法の理念を実現⁶⁾しようというのだが、「平和連合」がこうした役割を果たすためには、どのような権限を備えていなければならないのだろうか。また、諸国家が置かれた無法な「自然状態」を出発点とした場合、そこから一体どのような仕組みでこうした「平和連合」を結成することができるのだろうか。

無法な「自然状態」に置かれた人間が「根源的契約」を締結することによって「法的状態」に入り、共和制を確立するという国家レベルでのプロセスになぞらえて考えると、こうした「平和連合」は、超国家レベルに設置された世界政府が、立法、執行、司法の権限を備える「国際国家 (Völkerstaat)」（ないしは、世界大に拡大された共和国としての「世界共和国」) になるはずである。

事実、カントは当初、サン・ピエールやルソーが提唱した「どの国家も一したがつてまた最小の国家といえども、その安全と権利とを、自国の威力や法的判決に求めるのではなくて、大規模な国際連合に、すなわち合一せる威力と合一せる意志とによって制定せられた法律にしたがうところの決定とに期待する⁷⁾」ことを可能にする平和構想や、「(個々人の間の関係を規整するような公民法たる国法にならって) いかなる国家もこれにしたがわざるをえないような公法にもとづくところの国際法」と「そのような強制法に諸国家が服従する」ところの「世界のすべての民族から成るいわゆる国際国家」を支持していた⁸⁾。

カントは有名な『永遠平和のために』においても、「世界共和国」を一般命題としては (in thesi) 正しいことを認めているのだが、彼は諸国家がこうした命題を具体的な適用面では (in hypothesi) 退けるという理由で、「1つの世界共和国という積極的理念の代わりに、戦争を防止し、持続しながら絶えず拡大する連合という消極的な代替物のみが、法をきらう好戦的な傾向の流れを阻止できる⁹⁾」として、「国際国家」や「世界共和国」の代わりに、各国が自由に加入したり脱退したりできる「常設的な国際会議」とでも称すべき「平和連合」を提唱するようになったのである。

では、なぜカントは「国際国家」や「世界共和国」から「平和連合」にその提案内容を変えたのだろうか。カントにとって、「実践理性」の要請は人間の経験的な「傾向性」にかかわりなく妥当するはずなのに、上述の箇所だけから判断すると、カントは諸国家が自国の主権を手放したとしないという現実安易に妥協して、自らの理想の水準を引き上げているように見受けられる。

そこで、これまでカント研究者たちは、彼の議論における首尾一貫性の欠落を指摘して、カントの究極的理想はやはり「国際国家」や「世界共和国」以外にないと主張するか、あるいは、「平和連合」は諸国家が「法的状態」を実現するまでの移行措置にすぎないのだから、首尾一貫性に問題はないとする立場から、「国際

国家」や「世界共和国」の理想を救い出そうとしてきたのだが¹⁰、カントはこのほかにも次の4つの理由をあげており、「平和連合」が単なる妥協の産物ではないことを示唆している。

その第1の理由は、「自然状態」に置かれた人間とは異なり、国家の場合はその内部において、すでになんらかの「法概念」にもとづいた体制が実現されているという国際関係特有の事情に由来するものである。そもそも、「平和連合」を設立するのは、諸国家間に「法的状態」を確立し、これを通じて国家単位における共和制をより確実なものとするためであるが、国家単位で「法概念」にもとづいた体制がすでに実現されているのだとすれば、諸国家に一旦その達成された成果を捨てて、「平和連合」に入れということは明らかに理不尽である。そのため、「平和連合」は、国家レベルでの「法的体制」を無に帰す形ではなく、むしろそれを補完するような形で構成されなければならない。

カントはこのような考えにもとづき、「無法な状態にある人間には、自然法によって、『この無法な状態から脱するべきである』と言えるが、諸国家に対しては、これと同じことが国際法によって言えるわけではない」と指摘する。というのも、「諸国家はそれぞれ国家として国内にすでに法的体制をもつ」。それゆえ、「諸国家が国家間の法概念にしたがって、さらに拡大された法的体制の下に入るべきだという他からの強制は、受けいれにくくなっている¹¹」からである。

第2の理由は、「国際国家」や「世界共和国」の規模に関する問題である。すなわち、カントは「国際国家が広い地域へとあまりにも拡大されすぎると、その統治は、したがってまた各成員の保護も、ついには不可能とならざるをえず、そして、それに所属する一群の社会集団が再び戦争状態を招来する¹²」ことを危惧していた。

こうしたカントの洞察は、18世紀当時はよく知られたものであり、モンテスキューは有名な『法の精神』において、共和制は小さな共同体でしか成立しないことを強調している。アメリカで連邦憲法制定に反対していた「アンチ・フェデラリスト」たちもまた、こうした政治学の実験則にもとづき、全国レベルでの連邦政府の結成に反対したのであった。

第3の理由は、国際法の役割に関するものである。カントは無法な「自然状態」においては、国際法という概念それ自体が自己矛盾に陥ることなく成立しないとする立場から、グロティウス、プーフェンドルフ、ヴァッテルといった国際法の権威を「人を慰めようとして、かえって煩わせる者¹³」として批判しているのだが、彼はここから国際法を遵守する必要はないという結論を導きだすのではなく、むしろ国際法を遵守することで、諸国家相互の信頼関係を醸成し、「平和連合」の結成を促すべきだと考えていた。

だが、国際法を通じて「平和連合」を結成し、これで恒久平和を実現できるの

であれば、わざわざ「国際国家」や「世界共和国」を作る必要はないはずである。実際、カントは諸国家が「われわれの間に戦争があってはならない」と主張するにもかかわらず、彼（女）らが立法、執行、司法の最高権力を持った「国際国家」や「世界共和国」を認めないのであれば、「市民的社会結合に準じた代わりのもの」としての「自由な連合制度」がない限り、何を頼りにすべきかわからなくなってしまうのであり、「国際法の理念に考慮の余地があるとすれば、理性はどうしてもこの概念に自由な連合制度を結びつけなければならない¹⁴」と述べ、国際法＝「平和連合」が「国際国家」や「世界共和国」の代替物になりうることを明らかにしている。

第4の理由は、「平和連合」が備えておくべき権限に関するものである。カントの「理性法」的平和構想の要諦は、諸国家が無法な「自然状態」から脱却して、国際法廷の管轄に服する「法的状態」に入ってゆくことにあるが、こうした構想に照らしたとき、「平和連合」は必ずしも立法、執行、司法の3権を兼ね備えた「国際国家」や「世界共和国」になる必要はなく、諸国家間の紛争を解決したり調停したりするための公共的な場として機能すればよいことがわかる。

仮に「平和連合」が立法、司法、執行の権限を手に入れて、加盟国に対して「法」を強制的に執行することを認めれば、諸国家はそもそも自国の自由を制限する「連合」に加盟しようとしまいであろうし、なんらかの理由で加盟したとしても、自国の内部ですでに確立している「法概念」に基づいた体制は危険にさらされることになる。カントはここから、「この連合が求めるのは、何らかの国家権力を手に入れることなく、もっぱらある国家そのものための自由と、それと連合した他の諸国家の自由を維持し、保障すること」にあり、諸国家は「自然状態にある人間のように公法や公法の強制の下に服従する必要はない¹⁵」と指摘している。

実際、カントが「常設的国际会議」としての「平和連合」を提唱した際、彼の念頭にあったのは、18世紀前半にハーグに設置されていた諸国会議であった。カントによると、この会議においては、「大多数のヨーロッパの宮廷の大臣たちや、さらにはごく小さな共和国の大臣たちさえもが、ある国の他国から受けた攻撃に関して提訴をなしたのであり、こうして全ヨーロッパをある単一の連邦国家と考え、この連邦国家を諸国間の公的紛争におけるいわば仲裁裁判官と見なしていた¹⁶」のである。

こうしてカントは、諸国家が「国際国家」や「世界共和国」という一般命題としては正しい命題を、具体的な適用面では退けるという実際的な理由だけで、「常設的国际会議」という「消極的代替物」を提唱したわけではなく、むしろ、「法」を原理とする共和制は国家単位でしか成立しないのであり、「国際国家」や「世界共和国」は「魂なき専制¹⁷」に陥りやすいこと、したがって、国民の自律の単位

として、国家はこれまで通り重要な役割を果たすという認識から、国家、国際、世界市民の3つのレベルで「法的状態」を実現するための最善の策として、このような提案に至ったと考えられるのである¹⁸。

では、無法な「自然状態」に置かれた諸国家は、一体どのようにしてこうした「平和連合」を設立することができるのだろうか。カントは、たとえ無法な「自然状態」にあっても、「軍事政策の面から、法という言葉が杓子定規であるとして完全に追放されたこともなければ、いかなる国家もそのような考えに賛成であると公言するほど大胆ではなかった」として、「どの国家も法の概念に（少なくとも言葉のうえで）敬意を払ってきた¹⁹」ことに注目していた。このように、人間は、「政治の基礎をあからさまにただ怜悯の手管に置き、公法の概念に対していかなる服従をも拒否するといったことをあえて行ったりはしない²⁰」のだとすれば、この「法」を手がかりとして「平和連合」を設立できるはずである。

それにもかかわらず、カントによると、現行の国際法上の「平和条約」を積み重ねるだけでは、「平和連合」を設立することはできない。というのも、「前者は単に1つの戦争の終結を目指すのに対し、後者はすべての戦争が永遠に終結するのを目指す²¹」からである。では、なぜ「平和条約」を積み重ねるだけでは、「平和連合」を実現できないのだろうか。両者の間には、どのような溝があるのだろうか。

この点について説明を補足すると、1648年のウェストファリア平和条約によって具体化され、1914年まで続いたヨーロッパの国際秩序における国際法は、諸国家が自国の安全と国益を追求する際にしたがうべきゲームのルールのようなものととらえられていた。そのため、仮にある国がなんらかの理由で他国と平和条約を締結するようなことがあっても、それは平和それ自体を望むからではなく、自国の安全や国益追求という目的の手段として役に立つからにすぎない。そのため、その条約がもはや自国の安全や利益に合致しないと判断した場合は、正式な手続きを踏むことで、条約を合法的に終結させるのはむしろ当然であった。

したがって、恒久的な平和を達成するためには、どれだけ多くの平和条約を締結しても足りないものであり、カントにならって、第1に、諸国家が戦争や武装をする権限を保持したままになっている状態それ自体を「極度に不法」な状態としてとらえること²²、第2に、「たんに1つの戦争の終結を目指す」のではなく、「すべての戦争が永遠に終結するのを目指すこと」が必要になる。

カントが「平和条約」と「平和連合」を区別した背景には、このような理由があったと考えられるのだが、もしそうだとするならば、伝統的な国際法のルールにのっとった「平和条約」で「すべての戦争を永遠に終結させること」はそもそも最初から不可能なのであって、諸国家に戦争と武装をする権限を認めている国際法の原理それ自体を変革しなければ、「真の平和状態²³」は形成できないという

結論を導きだすことができるであろう。

では、カントは一体どのような仕組みにしたがって、こうした変革を成しとげることができると考えていたのだろうか。この問いに関して、彼が導きだした答えは、次のようなシナリオであった。すなわち、まず幸運にも「ある強力で啓蒙された民族」が永遠平和を好む共和国を形成すれば、次にこの共和国がほかの諸国家に対して「連合的結合のかなめの役」を果たすことで、近隣の諸国家が次々にこの「平和連合」に加盟する。そうすると、「諸国家の自由な状態が国際法の理念に即して保障され、連合がこの種の多くの結合を通じて次第に遠くにまで広がってゆく」と言うのである²⁴。

このシナリオの実現において重要な役割を果たすのが、カントの言う世界の出来事の「注視者」である。カント研究者の浜田義文による秀逸な解説によると、世界の「注視者」とは、「事件の局外者として当事者の行動を仔細に眺め、それについて客観的な判定を下す者を意味する。それは特に諸利害の対立抗争の場面に際してそれに巻き込まれずに冷静に事態を観察し、公平な判断を下す中立的な第三者であり、審判者ともいえる。世界注視者ないし世界観察者とは、これを世界規模で行う者を意味する²⁵」。

カントはこうした「注視者」を、隣国で起きたフランス革命を見聞して、自らの立場を危険に陥れることも厭わずにその理念に普遍的かつ非利己的な賛同の意を表明した自国の（プロイセンの）国民に見出していたが²⁶、現在でも、諸国家の国民は、世界を舞台とする出来事の「注視者」として、常に隣国やさらに遠方での出来事を観察している。したがって、ある国が平和を愛好する共和制を樹立した場合、それを客観的な立場から評価するのもこうした他国の「注視者」であり、この「注視者」を媒介として、共和制の憲法原則が伝播してゆけば、それが「平和連合」の拡大へと結びついてゆくことが期待できるのである。

2. ハーバーマスの強制的国際立憲主義

だが、主権をもったままの諸国家が、本当に「常設的な国際会議」としての「平和連合」を自主的に結成し、これによって「自然状態」から「法的状態」への移行を成しとげることができるのだろうか。あるいは、カントの時代における戦争と現代における戦争とでは、その規模、目標、主体などがかなり異なっているにもかかわらず、18世紀の理論をそのまま現代に適用することはできるのだろうか。カント『永遠平和のために』の出版200周年を祝う会議において、こうした問いを提起したのが、ハーバーマスであった。

ハーバーマスによると、恒久平和という理念に照らしたとき、カントの言う「平和連合」には大きな課題が残されている。というのも、このような形で諸国家間

の紛争を非軍事的な方法で解決するためには、「平和連合」の加盟国の間にあらゆる対立を乗り越える強い結びつきがなくてはならないはずだが、カントは諸国家間を支配する憲法に似たものの法的拘束力がない中で、なぜ「連合」がその結びつきを保つことができるのかを明らかにしていないからである²⁷。

ハーバーマスがこうした懸念を抱く背景には、第一次世界大戦後に設立された国際連盟が2度目の大戦の勃発を防止できなかったことに対する反省がある。すなわち、国際連盟はカントの「平和連合」と同様、平和を愛好する民主主義の諸国家が主権をもったまま自発的に集まって、戦争を放棄するという目的を達成することになっていた。しかし、この国際連盟には、「侵略戦争」を犯罪と定める新たな構成要件の法律上の規定もなければ、適切な当事者能力をもった国際裁判所もなく、さらには、平和を好まない国家に対して有効な制裁を貫徹する能力と意思をもった超国家的なレベルも存在しなかった。そのため、日本、イタリア、ドイツが隣国に侵略して戦争を始めたとき、それに有効に対処することができなかったのである。

ハーバーマスに言わせれば、カントの「実践理性」から演繹的に導きだされる「義務」は、「道徳的義務」にすぎないのであって、実定法上の義務ではない。そのため、カントがこうした弱い「道徳的義務」を「平和連合」の基礎とする限りにおいて、その「平和連合」は強制力を背景として各国に法的義務を課することができず、したがって、国際連盟と同じような失敗は避けられない。

また、ハーバーマスによると、カントの「平和連合」の構想は、彼自身の法哲学からしても矛盾しており、支持することができない。というのも、カントは国法、国際法、世界市民法の3つの法体制を考えているが、これらすべての「法」の起源を人間である限りあらゆる人に与えられる、生得的な自由への権利に求めている。このような考え方を徹底すると、個々の人間の権利こそがすべての正当性の淵源であることから、それが主権国家の頭越しに保障されなければならないはずなのに、カントはこうした国家主権の壁を乗り越え不可能だと見なしているからである²⁸。

ハーバーマスは以上のような考察にもとづき、カントの言う国法、国際法、世界市民法のうち、最も優先すべきは、国家の枠を超えて個人間の関係に適用される世界市民法であって、「世界市民法は、個々の政府を拘束するような形で制度化しなければならない」と考える。そして、そのためには、「万民の共同体は、制裁の威嚇を通して、その成員が少なくとも法にしたがって振る舞うことを確実にしなければならない。(略) こうすることによってのみ、相互に威嚇することで自らの主権を主張する不安定な国家のシステムを、国家の機能を担う共通制度の備わった連邦へと変革することができる」と言うのである²⁹。

こうした変革は、一方では個人に国家を媒介しない法的な地位を与えて、国家

を個人の単なる代理人に化すと同時に、他方で伝統的な国際法における内政不干渉の原則を見直すことを意味するであろう³⁰。そこでハーバーマスは、自らの構想を国際法の「立憲化」、あるいは、世界市民法の「制度化」と称するのだが、ここで注意しておきたいのは、カントは世界市民法にハーバーマスほどの中心的な位置づけを与えていたわけではないということである。

具体的に言うと、第1に、カントにとって世界市民法が保障するのは、個人の基本的な人権ではなく、「外国人が他国の土地に足を踏み入れても、それだけの理由でその国の人間から敵意をもって扱われることはない」権利、「地球の表面を共同に所有する権利に基づいて、たがいに交際を申しでることができるといった、すべての人間に属している³¹」ところの「訪問権」にすぎない。第2に、カントにとって世界市民法は国際法に取って替わるものではなく、「国法や国際法に書かれていない法典を補完するもの³²」（傍点著者）にすぎない。第3に、カントは世界市民法が空想的で誇張された考え方ではないことを示すために、「地球上の諸民族の間にあまねくゆき渡った（広狭さまざま）共同体は、地球の1つの場所で生じた法の侵害がすべての場所で感じとられるまで発展をとげた³³」ことについて触れているが、だからと言って、強制力を用いて世界市民法を実現することが正当化できると考えていたわけではない。

これに対し、ハーバーマスが国際法の「立憲化」や世界市民法の「制度化」という言葉を用いるとき、彼は第1に、世界市民法は主権国家の頭越しに諸国家の市民の基本的な人権を保障するものであること、第2に、世界市民法が国際法を補完するのではなく、逆に国際法が世界市民法を補完するものであること、第3に、世界市民法は1つの場所で生じた「法」の侵害に対する感受性の世界的な広まりによって支えられているのだから、武力の行使や行使の威嚇といった強制手段によって実現することが討議的に「正統化」できるということが前提になっているのである。

ハーバーマスはこうして国際法と世界市民法の優先順位を逆転させたいので、超国家レベルに「世界連盟国家」のようなものを設立し、そこに立法、司法、執行に関する「最高の憲法権限」を与えるべきだと主張する。そして、そのためには、現行の国際連合を、次のように改革しなければならないという。

まず立法に関して言うと、国連は依然として「諸国家の恒久的な会議」としての性質もっていることから、これを是正するためには、国連総会に第2院を新たに設け、加盟国の政府ではなく、世界市民の全体を代表する者を議員にしなければならない。次に司法に関しては、ハーグにある国際司法裁判所に強制的な司法管轄権を付与するとともに、その管轄の範囲を国家間関係から個々人の間の紛争、さらには個々の国家の内部の個人と政府の間の紛争にまで拡大してゆかなければならない。

最後に執行に関しては、安全保障理事会の常任理事国にドイツや日本、さらにはEUなどの地域代表を受け入れ、世界の事実的な権力関係を反映するとともに、拒否権の制度を廃止して多数決ルールに変えることで、執行府として円滑に機能できるように改革しなければならない。そのうえで、安保理の権限を強化して、独自の指揮権の下で戦力を投入し、警察機能を行使できるようにすれば、「諸国家はその伝統的な外交政策を、自ら進んで世界内政の命法と一致させるようになるだろう」というのである³⁴。

このように、ハーバーマスは国際法を「立憲化」し、世界市民法を「制度化」するためには、現行の国連を改革してこれを「世界連盟国家」に近づけてゆくことで、国際政治を世界内政に変えなければならないというのだが、こうした議論はやや短絡的にすぎるきらいがある。というのも、哲学者のマティアス・ルッツバハマンも指摘しているように、「個々の国家がそれ自身単独では規制できないことがあるたびに、そうした政治領域においてのみ権限を委譲する」という形で「補完性の原則」を採用すれば、国家主権に重要な役割を残しながら、世界市民主義を実現してゆくという選択肢も検討の対象になるはずだからである³⁵。

9・11後、ハーバーマスはこうした批判を受けて、「世界連盟国家」そのものよりも、国家が「国家を超えたガバナンス」のための制度や手続きを留保する「世界政府なき世界内政」の枠組みのほうがより重要だと考えるようになった。

彼によると、国家レベルの場合、まず国王が事実上の政治的支配を貫徹しており、それが市民革命を契機として「社会契約」によって「合理化」されるようになった経緯があるのに対し、国際法は主権国家間の水平的な関係を規制するものであって、超国家レベルにおける権威を前提としない。

したがって、国際法の「立憲化」は、「自然状態」に置かれた個人が集って「社会契約」を締結し、国家を樹立するプロセスとのアナロジーで考えることはできず、現行の国際法を出発点として、国際法の「立憲化」を図ろうとするなら、国家レベルでの法制化を補完する形で、主権国家同士の緩やかな結びつきからなる共同体に権限を付与するべきである。こうすることにより、「国際法の立憲化を軽率にグローバルな1つの世界国家という目標に延長して考えなくてもすむだろう³⁶」というのである。

また、ハーバーマスによると、私たちは国家と立憲体制を不可分一体のものと考えているが、両者を切りはなして考えることは可能である。例えば、国連やヨーロッパ連合（EU）のような共同体は、主権を守るために必要な実力行使の手段を独占していないにもかかわらず、加盟国は共同体の法秩序を尊重している。このように、国家と立憲体制を切りはなして考えれば、世界国家がなくても、国際法の「立憲化」を考えることができるようになるというのである³⁷。

では、「世界政府なき世界内政」は具体的にどのような姿になっているのだろうか

か。彼によると、この枠組みにおいて、「加盟国はなるほど行動にあたって共同歩調をとるように要請されているものの、包括的なヒエラルキーによって連邦国家の州にまで格下げされるわけではない」。だがその一方で、「政治的に立憲化されたこうした世界社会の秩序においては、国家というアクターは制限を受け、合意ずみの加盟国の規範に拘束されるため、国家はその自己理解を本質的に変化させることになる³⁸」という。

こうした「世界政府なき世界内政」のイメージとして、ハーバーマスは超国家レベルで「適切な改革を経た国連が、平和の維持や人権政策といったきわめて重要な、しかし厳密に定義された機能をいかなる選別もなく実効的に、しかも世界共和国という国家形態をとらずとも果たしうるだろう」とする一方、中位の脱国家レベルにおいて、「グローバルな行為能力をもったアクターが、世界内政の困難な諸問題、とりわけ世界経済とエコロジーの問題に、相互調整を超えて建設的に、常設の会議や交渉システムを設立して対応する³⁹」という構図を描きだしている。

このように、グローバルな統治の形態について、ハーバーマスは「世界連盟国家」から、「世界政府なき世界内政」へとかなり見解を改めているように見えるのだが、主権国家間で成りたつ国際法を強制力のある形で「立憲化」し、各国政府を拘束するために世界市民法の「制度化」をすべきだとする主張は一貫している。実際、もしハーバーマスが「世界政府なき世界内政」への参加を完全に各国の自主性に委ねてしまうなら、カントの「平和連合」とのちがいは何もなくなってしまふであろう。

したがって、ハーバーマスが「世界政府なき世界内政」を提唱するのは、国際法の「立憲化」や世界市民法の「制度化」を断念したからではなく、むしろ連邦国家ほどは各国の主権を制限しないが、カントの「平和連合」よりも主権が制限される中間案として、「平和と人権の実現を強制的になしうる国際機関という枠組みで世界政府なき世界内政の可能性⁴⁰」を考案するためであったと解することができるのである。

こうした国際立憲主義とカントの「理性法」的平和構想の最大のちがいは、国際関係において「法」の強制執行を認めるかどうかという点にある。カントもまた、「法」と強制は不可分一体の関係にあると考えていたが、無法な「自然状態」としての国際関係では、その構造的な特性から、誰が国際法に公然と違反する「不正な敵⁴¹」であるかを最終的に決められない。そのため、「法」と強制を一体化させることはできず、諸国家の政治家や国民の理性に委ねる以外に、国際法の遵守を促す方法は見当たらない。

これに対し、国際立憲主義のかなめになるのは、カントの言う「理性法」ではなく、私たち国民や政治家が実際に討議を行った結果として成立し、公権力の制裁を伴って貫徹される実定法である。ハーバーマスはこうした実定法の概念に依

拠しつつ、これが諸国家の国民が行う討議自体が生み出す匿名の力（彼の言う「コミュニケーション的権力⁴²⁾」)の流れに接続されている限りにおいて、国際関係においても、強制力をもってそれを貫徹することが許されると考えるのである。

かつて日本国憲法の制憲者たちは、非武装平和主義の日本が、果たして集団的安全保障のための武力行使を予定している国際連合に加盟する資格があるのかと政府に問いただしたが、ハーバーマスの国際立憲主義は、改めてこの問題を浮かび上がらせるものだと言える。では、日本国憲法の非武装平和主義の立場から、彼の国際立憲主義の構想をどのように評価すべきだろうか。

3. 国際立憲主義における「法の概念」と4つの弊害

この点を論じる前に強調しておかなければならないのは、ハーバーマスの言う国際立憲主義は、EU加盟国の間において部分的に実現されているにすぎないのであって、例えば、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国といった、国連安保理の常任理事国の間ですら、戦争と平和、国際的人権保障についての権限を超国家レベルに委譲することについて何の合意も得られておらず、世界内政について真面目に語る段階には達していないということである⁴³⁾。

たしかにハーバーマスの指摘する通り、不戦条約、国際連盟や国際連合の設立、ニュルンベルグと東京における国際軍事裁判、ローマ規程にもとづく国際刑事裁判所の設立などによって、侵略戦争などの「平和に対する罪」や民族浄化などの「人道に対する罪」を刑法上の犯罪として訴追できる体制が徐々に整備されてきたと言える。また、世界人権宣言や国際人権規約が成立して以来、各国の人権状況がもはや内政事項ではなく、国際社会に共通する関心事であることが明確化されつつある。

だが、ハーバーマスが国際法の「立憲化」や世界市民法の「制度化」として説明している現象は、諸国家が自国の主権を超国家レベルに委譲した結果として生じているのではなく、諸国家が自国の主権を保持したまま、「国際社会」の秩序を維持するため、その行使の制限に自主的に同意した結果として見るほうが適切である。つまり、諸国家は国際法を自らしたがうべき「行為規範」として受け入れてきたのであって、強制的な執行力を伴う「裁判規範」として受け入れてきたわけではないのである⁴⁴⁾。

法学者のH・L・A・ハートによると、「法」には人間にある行為を命じたり禁じたりする「1次ルール」と、「1次ルール」を制定、修正、廃止したり、争いが生じた場合にそれを解釈して適用したりする権限を定めた「2次ルール」がある⁴⁵⁾。現行の国際関係においては、たしかに「1次ルール」としての「法」は存在するが、「1次ルール」を制定、修正、廃止、適用する権限を定めた「2次ル

ル」は存在しないか、存在するとしても、きわめて不完全である。それにもかかわらず、諸国家は「国際社会」の秩序を維持するために、「1次ルール」を自発的に遵守してきたのである。

国際政治学において、いわゆる英国学派を代表するヘドリー・ブルは、このような性質をもつ国際関係を、諸国家が構成する「アナーキカル（無政府的）な社会」と呼んでいる。彼によると、私たちは国際関係を、諸国家が「いかなる類の道徳的、法的制限にも服することなく、その他の国家との関係において、自らの行為を追求することが自由⁴⁶」なホップズ的な「自然状態」と見なしがちであるが、実は、「大部分の国家は、たいていの場合、主権の相互尊重、合意の遵守原則、暴力への訴えを制限する規則のような、国際社会における基本的な共存の規則をある程度尊重している。同様に、大部分の国家は、たいていの場合、共通制度の機能一すなわち、国際法の定式と手続き、外交代表のシステム、大国の特別の地位の受容、ならびに19世紀に発達した機能的な国際行政連合や国際連盟・国際連合のような普遍的国際機構の働きに参加している」と指摘している⁴⁷。

ここで、もし各国が「共存の規則」をある程度尊重し、「共通の制度」に関与しているのであれば、その関係を単に「自然状態」と呼ぶことは適当ではない。そこでブルは、これをホップズ的な「自然状態」とは区別されるグロティウスの「自然状態」、ないしは、世界政府がない状態で主権国家の間に秩序が保たれている「国際社会」、「アナーキカル（無政府的）な社会」と呼ぶことを提案するのである。

さて、このような視点から、ハーバーマスが国際法の「立憲化」の兆候として位置づけているものを見てみると、そこには常に2つの相反する側面があることがわかる。例えば、現行の国際連合憲章は、第1に、安全保障理事会の決議が加盟国を拘束する効力をもつことを認める一方で、五大常任理事国にいわゆる「拒否権」を認めて抜け穴を作っている。第2に、加盟国に対して戦争を原則として禁止する一方で、国家に「固有」の自衛権があることを認めている。第3に、国際的な人権保障の必要を説く一方で、加盟国の対内的・対外的主権は尊重すべきだと唱えている。国際立憲主義の観点からすると、こうした2面性は明白な矛盾にはかならないのだが、国連憲章を各国が自発的に遵守する「1次ルール」と考える限り、2面性があるのはむしろ当然だと言えるのである。

また、たしかにニュルンベルグや東京での国際軍事裁判を国際立憲主義の進展を表すものと位置づけることは可能かもしれないが、これらの裁判を主導してきたアメリカ自身が、国際刑事裁判所の設立根拠となっているローマ規程に加入することに対して難色を示していることから明らかなように、国際立憲主義は依然として国家主権という大きな壁に阻まれている。

憲法学者のジェド・ルーベンフェルドも指摘しているように、ヨーロッパ諸国

は隣国との大戦によって壊滅的な打撃を受けた歴史的経験から、超国家レベルへの主権の委譲という発想を受け入れやすいが、アメリカのようにこうした経験のない国においては、むしろ超国家レベルでの国際立憲主義は、自国の政治的自律への脅威と見なされることが多いのである⁴⁸。

それにもかかわらず、ハーバーマスはまるで現時点で国際立憲主義がすでに実現しているかのように想定したうえで、一方では「行為能力のある、民主的に正統化された世界機構の警察行動のほうが、限定戦争よりも（たとえどれだけそれが限定されたものであろうとも）、国際紛争の『非軍事的』な決着という榮譽を受けるに値するはずだ⁴⁹」とし、他方ではNATO軍が民族浄化を防止するために行なったコソヴォへの人道的軍事介入などを、「世界市民主義」の「先取的実現」として高く評価しているのである。

こうしたハーバーマスの国際立憲主義は、国連総会でのコフィ・アナン事務総長の訴えを受け、カナダ政府が2000年に設立した「介入と国家主権に関する国際委員会」が提唱した「保護責任論」を哲学的に正当化するものだと言える。委員会は、国家主権は従来通り尊重することを原則にすべきだとしながらも、主権には自国民の生命と安全を守る責任を伴うのだから、ある国家がその責任を果たさない場合には、諸国家の共同体が代わりに責任を負うべきだと主張した。

そして、この新しい「責任としての主権」という理念の下、ある国で民族浄化などの大量の集団殺害が現に行われている場合やその恐れがある場合は、諸国家の共同体が国連安保理による承認を経て、軍事力の行使を含む介入を行い、犠牲者を「保護する責任」を果たすべきだとする立場を打ちだしたのである⁵⁰。

だが、たとえ侵略戦争や人道上の危機を回避するためであっても、EUのように国際立憲主義が実現されている地域の外において、まるで国際立憲主義がすでに実現されているかのように強制力を行使することは、国際立憲主義にもとづいた法執行というよりは、むしろ武力の行使を通じた新たな法秩序の創設という意味合いを帯びるため、次の4つの弊害を伴うことになるであろう。

まず第1に、依然としてグロティウスの状態にとどまっている国際関係において、国際立憲主義を実現するという名目で「法」の強制執行を行なうと、「正義」のための戦争が横行するという弊害がある。グロティウスの状態において、「正義」は秩序を構成する1つの要素にすぎないにもかかわらず、国際立憲主義は「正義」を最優先することで、この秩序を破壊するのである。

カントは、「自然状態」としての国際関係においては、裁判官による判決が下されないことから、戦争当事国のいずれも相手を「不正な敵」と宣告することができないため、どちらの側が「正義」であるかに決着をつけるのは、戦争の結果でしかない指摘しているが、国際立憲主義においては、まさに自らが「正義」だとする立場から軍事的介入が行なわれるわけであるから、グロティウスの状態に

において保たれていた不確かな秩序さえ失われて、「正義」のための戦争が頻発することが危惧されるのである。

第2に、国際立憲主義の名の下に、現行の国際法自体が遵守されなくなるという弊害が考えられる。先述したように、カントは無法な「自然状態」としての国際関係においては、「法」という概念自体に矛盾があると考えていたが、彼はここから諸国家が国際法を遵守しなくてもかまわないという結論を導きだすのではなく、むしろ諸国家が「法的状態」へ移行するために必要な準備を整えるためには、各国が国際法を遵守して、相互の信頼関係を構築すべきだと述べている。

だが、ハーバーマスのように、現時点ですでに国際立憲主義がある程度実現しているとする立場からすると、各国が平等な主権をもつことを前提に成りたっている国際法はすでに時代遅れとみなされ、それが無視される弊害が生じるであろう。具体的に言うと、「平和のための戦争」の名目で、差し迫った脅威がないにもかかわらず地政学上の潜在的な脅威となる国に対して「先制攻撃」を仕掛けたり、「人道のための戦争」の名目で、政府が自国民の人権を侵害している国家の内政に軍事的に介入したりするといったようなケースを想定することができる。

第3の弊害は、国際法を「立憲化」という名目の下で大国の役割が拡大すると、グローバルな覇権主義への誘惑が強まるというリスクである。もちろん、グロティウスの状態においても、大国の秩序維持の役割は現実的に認められていることから、覇権主義の弊害は常に存在するが、この状態における秩序は、各国が主権をもったまま保たれるものであることから、大国の秩序維持の役割は、いわば国境線で止まるのであり、秩序を乱す国家の国内体制を転換させることまでには及ばない。

これに対し、国際立憲主義においては、侵略などの主権国家の対外的な振る舞いのみならず、自国民に対する人権侵害などの対内的な振る舞いまでもがその射程に含まれることから、「世界連盟国家」から法執行の権限を委任される大国の役割は、国境線で止まることなく、その国家の政治体制にまで及ぶことになる。その結果、大国は国家主権という枠にとらわれることなく、まさにグローバルな規模で武力を行使したり、行使の威嚇をしたりすることが許されるようになるが、私たちはここに、国際立憲主義というよりは、カントの言う「他を制圧して世界王国を築こうとする一大強国⁵¹」の姿を見るのである。

第4の弊害として、国際立憲主義の下、大国による軍事的介入が頻繁に行われるようになると、国家単位で行われる国民の政治的自律を達成することが困難になることがあげられる。例えば、自国の政府が基本的人権を侵害するとき、それを食い止めるのは、基本的にはその国の国民自身の責任である。ところが、自国の政府による基本的人権の侵害を引き金として、大国が軍事的な介入を行い、「平和構築」という美名の下にその国を占領して統治機構を改革することが常態化する

れば、国民は自分たちの力で自国の政府を統制することを早々に断念して、大国による外部からの軍事介入に頼るようになるであろう。

カントは、「いかなる国家も、ほかの国家の体制や統治に、暴力をもって干渉してはならない」理由として、「外部の力が干渉するのは、内部の病氣と格闘しているだけで、他国に依存しているわけではない一民族の権利を侵害するもので、この干渉自体がその国を傷つける醜行であるし、あらゆる国家の自律を危うくするものである⁵²」と述べているが、国際立憲主義にもとづく軍事介入は、まさに他国への依存を強め、あらゆる国家の自律を危うくするという帰結を伴うのである。

国際立憲主義には、常にこうした弊害がつきまとうにもかかわらず、ハーバースマス自身も認めているように、超国家レベルにおいては、諸国家の国民が行う討議を通じた政治的・道徳的「正統化」や、先述した「コミュニケーション的権力」は弱い形でしか作用しない。そのため、大国が国際立憲主義の名目で、「世界連盟国家」を道具として自らの覇権を追求したとしても、それをチェックすることは容易ではないのが現実なのである⁵³。

こうした弊害に照らし合わせたとき、国連憲章の規範論理にしたがって行われる強制行動は、単なる警察活動というより、むしろ「正戦」の復活と考えるべきだと述べた憲法学者の樋口陽一や⁵⁴、「平和のための戦争」や「人道のための戦争」は、「正義」のための戦争として過激化しやすく、それらを交戦法規などの既存の国際法で規制するのは非常に難しくなるとしたカール・シュミットの指摘に説得力があることを認めざるをえない⁵⁵。

だが、その反面、「正義」のための戦争が過激化する危険を認めるからといって、諸国家がグロティウスのな「自然状態」にとどまることもまた、許されないだろう。その理由は、第1に、とりわけ冷戦後、国家主権をなんらかの形で見直すべきだとする道徳的な要求がますます高まってきているにもかかわらず、グロティウスのな「国際社会」では、秩序維持が最優先の課題となるため、世界の周辺部で「平和に対する罪」や「人道に対する罪」が発生した場合でも、それが「国際社会」の秩序を乱すものとみなされない限り、看過される傾向が強いからである。「保護する責任」に関する主張も、こうした現状への異議申し立てとしての性質を色濃くもっている。第2に、こうした「国際社会」においても、秩序が維持されている間は平和が保たれ、国民の生命、自由、財産は安全であるが、その秩序それ自体が最終的には「勢力均衡」、戦争、大国の影響力といった「国家理性」的な手段によって担保されているため、その平和は一時的かつ暫定的なものではないからである。

ここで私たちは、諸国家が無法な「自然状態」から「法的状態」へと移行して恒久平和を実現することの重要性を認めながら、その移行を促すための強制行動が「正義」のための戦争となって過激化しやすいという理論的な行き詰まりに直

面するのだが、これを打開する鍵となるのが、日本国憲法の非武装平和主義である。では、非武装平和主義は一体どのようにしてこのアポリアを打開することができるのだろうか。次節ではこの問いに取りくむにあたり、まずはなぜ非武装平和主義の国家が、無法な「自然状態」から「法的状態」への移行を求めざるをえないのかという点から説き起こしてゆくことにしたい。

4. 非武装平和主義が指し示す「法的状態」へと至る経路

非武装平和主義の国家にとって議論の出発点となるのは、実定的な「法」を原理とする共和制の下で達成される国民の政治的自律である。ここで政治的自律とは、国民やその代表者が公正な手続きにしたがった討議を行って「法」を制定し、その「法」を自ら遵守すること（つまり、国民が「法」の作成者であると同時にその名宛人になること）によって実現される公的な自治を意味する。

18世紀における市民革命の意義は、国民がまさにこの意味における政治的自律を達成したことにあったが、それまで外交や戦争・平和に関する事柄は執行府（国王）の専権事項であったことからわかるように、国民が政治的自律を達成して、自国の政府を「法の支配」の下に置かない限り、非武装平和主義どころか、立憲主義を掲げることすらできない。

ところが、この意味における国民の政治的自律は、自国を取り巻く国際関係が無法な「自然状態」にある限り、達成することは極めて難しい。というのも、無法な「自然状態」は、カントの言うように「諸国家が隣り合っているだけで危険な状態⁵⁶」であって、この中で自国の安全を追求しようとするれば、常に戦略的に行動することを強いられる。そのため、「国家理性」を司る執行府の権限が突出して権力分立が維持できなくなり、共和制国家がカントの言う「専制」、シュミットの言う「行政国家⁵⁷」と化してしまうからである。

これはつまり、カントが言うように、「完全な意味での公民的組織を設定するという問題は、諸国家の間に外的な合法的関係を創設する問題に従属するものであるから、後者の解決が実現しなければ前者の問題も解決されない⁵⁸」ということであるから、非武装平和主義の国家は、単に自国民の生命、自由、財産の安全を確保するためではなく、自国民の政治的自律をより安定的な形で実現するためにも、自国を取り巻く国際関係が無法な「自然状態」から「法的状態」に移行することを要求せざるをえないのである。

ただし、ここで無法な「自然状態」といっても、現行の国際関係は「万人の万人に対する闘争」としてのホッブズ的な「自然状態」ではなく、諸国家が自ら「国際社会」の秩序を維持するグロティウスのな「自然状態」、ブルの言う「アナキカル（無政府的）な社会」としての性質をもっている。そうすると、非武装平和

主義の国家も、このグロティウスのな「自然状態」に投げ込まれているわけであるから、ここからどのような経路をたどって「法的状態」に接近すればよいのかということが、より具体的な問題として浮かび上がってくることになる。

この点に関して、ハーバーマスが提案するのは、現行の国際連合を改革して「世界連盟国家」としたうえで、武力の行使や威嚇といった強制力を背景としながら国際法や世界市民法を執行してゆくという国際立憲主義にそった経路であるが、非武装平和主義の国家は、こうした経路を受け入れることはできない。

その理由としては、もちろん、非武装平和主義の国家は武力の行使や威嚇を自らに禁じているのであるから、これらを手段として用いることを排除しない国際立憲主義のプロジェクトには参加できないということがあげられる。実際、日本国憲法第9条がこうした意味での国際立憲主義を否定していることについては、一部の論者を除き、幅広い同意が得られるであろう。

だが、それ以上に重要な理由は、前節で説明したように、「世界連盟国家」においては、執行権を担う大国の権力が突出して、超国家レベルで「魂なき専制」や「行政国家」がもたらされる恐れがあるにもかかわらず、それをチェックする機構がどこにも見当たらないということにある。こうしたチェック機構の欠落は、例えば、「世界連盟国家」が加盟国に徴兵などの負担を要求しても、各国の国民がそれに反対すらできないといった事態が生じうることを示唆している。

冒頭でも述べたように、非武装平和主義の国家にとって議論の出発点となるのは、自国民の政治的自律であって、これをより確実なものとするためにこそ、自国が他国とともに「法的状態」に入ってゆくことが必要になるのだとすれば、国際立憲主義にしたがって「魂なき専制」の危険を自ら招き入れ、自国民の政治的自律を脅威にさらすことは、自己矛盾以外の何物でもないと言える。

このように、非武装平和主義の国家は、自己矛盾に陥ることなく国際立憲主義を受け入れることはできないのだとすれば、当面はグロティウスのな「自然状態」を足場としながら、これを徐々に「法的状態」に変えてゆくための地道な努力を続けるしかない。たしかにグロティウスの「国際社会」における秩序は、終局的には大国による「国家理性」的な手段によって担保されているにすぎないのだが、秩序が一時的にせよ維持されている限りにおいて、自国民の生命、自由、財産の安全は保たれる。こうした秩序がもたらす恩恵を損なわないために、「正義」の名目で武力の行使や威嚇に訴えることを認めないのである。

では、「平和に対する罪」や「人道に対する罪」が発生する恐れがある場合や、実際に発生した場合、非武装平和主義の国家は、一体どうすればよいのだろうか。この点に関し、非武装平和主義の国家は、武力の行使や威嚇を自らに禁じているわけであるから、難民に対する支援などを除けば、グロティウスのな「国際社会」の秩序維持や人道的な問題に対処するためにできることは限られていることを、

率直に認めなければならない。

ただし、「平和に対する罪」に関して言うと、非武装平和主義の国家は、自ら戦争と武装の権限を放棄することで、自国が絶対にこうした罪を犯さないことを世界に宣言し、諸国家の模範になろうとする。また、「人道に対する罪」についても、他国の人道的な問題を解決するのではなく、まずは自国の人権保障（とりわけ、少数民族に対する保障）を確実にすることで、こうした罪が発生しないように細心の注意を払う。このように、非武装平和主義の国家は、自国が「平和に対する罪」や「人道に対する罪」を絶対に犯さないという不作為の義務を果たすことを中心として、「国際社会」に貢献するのである。

冷戦後の世界において、「国際社会」への貢献をこうした不作為の義務を中心に考えることは、あまりにも無責任だと思われるかもしれないが、近代以降の歴史を見たとき、欧米列強や日本の帝国主義こそが、「平和に対する罪」や「人道に対する罪」の最大の元凶であったことにかんがみると、この不作為の義務の重要性は改めて強調しておくに値する。

すなわち、イギリス、フランスによるアフリカ、アジア諸国の植民地化、後発であったため海外に多くの植民地を求めることができなかったドイツやロシアによる中央ヨーロッパ大陸の「植民地化」、日本によるアジア諸国の植民地化と一体化する形で戦慄すべき「平和に対する罪」や「人道に対する罪」が犯されてきたのであって、こうした経緯を抜きにして「平和に対する罪」や「人道に対する罪」を語ることはできないのである。

第2次世界大戦後の国際軍事法廷において、侵略戦争を念頭に置いた「平和に対する罪」とは別に、交戦国の国内における少数民族の集団虐殺を念頭に置いた「人道に対する罪」という犯罪の類型が新たに設けられたことから、ここで両者をまとめて論じることに戸惑いを感じる者もいるかもしれない。また、この区別に照らしたとき、日本国憲法の非武装平和主義は明らかに「平和に対する罪」への反省にもとづいた原則であって、ここからただちに少数民族の権利を保護すべきだとする「人道に対する罪」に関する原則を導きだせるわけではない。

だが、政治学者のハンナ・アーレントも指摘しているように、欧米列強がアジアやアフリカを植民地化する過程で形成された先住民族に対する偏見が、自国内に居住する少数民族に対する偏見となって跳ね返ってきた結果として生じたのが「人道に対する罪」であったとするならば⁵⁹、実は「平和に対する罪」と「人道に対する罪」は同じ帝国主義に由来する「罪」であって、一方を他方から切りはなして考えるべきではないということが明らかになってくるのである。

カントもまた、「われわれの大陸の文明化された諸国家、特に商業活動が盛んな諸国家」がアメリカ、アフリカ、アジアといった新世界において示す「恐るべき不正」を認識していた。カントの言うように、こうした諸国家にとって、「外国を

訪問するということは、そこを征服することと同じことを意味した」のであり、「アメリカ、黒人地方、香料諸島、喜望峰などを発見」したとき、彼（女）らはそこに住む住民を「無に等しいとみなす」ことで、そこを強引に植民地化していったのである⁶⁰。

カントが世界市民法という新たな「法概念」を考案したのも、18世紀の国際法では規制の対象とならなかった新世界の植民地化と、それに伴う「恐るべき不正」行為を法的に禁止するためであったとすれば、これを「世界連盟国家」の委託を受けた大国が、世界の周辺部にある国家に対する強制執行によって実現すべき「法」とするのではなく、むしろ、世界の中心部にある欧米の列強や日本が再び帝国主義の冒険を始めて、「平和に対する罪」や「人道に対する罪」を犯すことを禁止した「法」、つまり、不作為の義務を定めた「法」として理解することの重要性が浮き彫りになってくるはずである。

それにもかかわらず、不作為の義務を果たすことを通じてグロティウスのな「国際社会」に貢献するだけでは、「自然状態」から「法的状態」への移行は成しとげられないし、非武装平和主義の国家も安全とは言えない。最上敏樹の言葉を借りるなら、グロティウスのな「国際社会」の秩序は、国家単位で行使される「単位暴力」の惨禍を抑制するために、これに大国間の合意にもとづいて行使される「超暴力」を対置する試みであるが、非武装平和主義は「単位暴力」と「超暴力」の双方に「法」＝「非暴力」を対置することによって、国法、国際法、世界市民法の3つのレベルで「法的状態」を実現してゆかなければならないのである⁶¹。

そのためには、無法な「自然状態」の構成原理になっている「国家理性」の論理と、その法的な表現である国家主権の原理を見直すことが必要となってくるが、この課題に取りくむために、超国家レベルに主権を集中して国際機構を設立しようとする試みは、これまで「魂なき専制」の危険に対して、あまりにも無自覚であった。最上も指摘するように、国際機構の設立に際しては、「権力の創造」という契機が重視されるあまり、立憲民主主義の要諦である「権力の抑制」という契機が省みられないことが多いのである⁶²。

現行の国際連合においても、大国が安全保障理事会の常任理事国として、きわめて大きな権限を行使することが前提になっており、いわば設計段階から「魂なき専制」が組みこまれている。そのため、安全保障理事会で行われる討議では、政治的な現実主義にもとづいた「国家理性」の言説が依然として支配的であり、冷戦が終わって安保理が正常に機能しはじめたときでさえ、「法」の言説が建設的な役割を果たすことはできなかったのである⁶³。

9・11後、アメリカ政府の強い要望の下、安全保障理事会はテロ容疑者のリストを作って、その容疑者個人を標的に制裁を課す新しい仕組みを作り、加盟国にテロ対策に関連する新法の制定を義務づける決議を出すなど、実質的な立法権を

行使するようになってきた。これだけを見れば、安保理において「法」の言説が積極的な役割を果たしはじめたように見えるが、実は安保理が作り上げたテロ容疑者に対する制裁の仕組みは、容疑者の人権を十分に尊重するものとは言えず、主要な加盟国の憲法で保障された「適正手続（デュー・プロセス）」の水準にはるかに及ばないものであった⁶⁴。私たちはこのような事例からも、カントの言う「魂なき専制」の危険が、決して絵空事ではないことを知るのである。

したがって、非武装平和主義を国是とする国家の国民は、国家主権をそのままにして、それを超国家（ないし地域）レベルに委譲するのではなく、まずは自国における政治的自律を徹底することによって、国家主権の行使を自主的に抑制しなければならない。さらに一步踏みこんでいうなら、いかなる権限であれ、それを超国家（地域）レベルに委譲すると、「魂なき専制」の恐れが生じるのだとすれば、自国で国民が生み出す「コミュニケーション的権力」によって国家主権の行使に制限を課してゆく以外に、「自然状態」から「法的状態」への移行を促す道はないとすら言えるかもしれない。

さて、こうした移行の過程において大きな役割を果たすのが、「自然状態」に置かれた諸国家ですらある程度の敬意を払っている国際法である。ただし、これがグロティウスやホッブズの言う「自然法」でもなければ、カントの言う「理性法」でもなく、各国の国民が実際に行う討議によって「正統化」する実定的な「法」である限りにおいて、それぞれの国民が主張するアイデンティティや国益が衝突して、国際法が引き裂かれてしまう危険は常に存在する。

例えば、シュミットの言う「広域秩序」構想のように、ある大国の実質的な価値観が、その勢力圏内にある諸国家間の「法」の具体的な原理となれば、別の大国の勢力圏内にある「広域秩序」と調停不能な対立に陥ることは避けられない。また、アメリカの主流派の法学者のなかには、諸国家が国際法にしたがうのは、それが自国の利益にかなうときだけだと指摘して、国際法の無力を論じる者もいる⁶⁵。こうした見解は、各国の国民の身勝手なアイデンティティや国益の主張が普遍的な国際法を引き裂くことを危惧するどころか、むしろそれを助長するものだと言うべきであろう。

だが、ハーバーマスの言葉を借りると、各国の立法を巡る討議の中では、自国のアイデンティティに関する「倫理的—政治的問い」、自国の国益に関する「語用論的問い」のみならず、国際法の原則、基本的人権、国際的な社会正義といった普遍的基準に関する「道徳的問い」も提起される。そして、諸国家の国民が討議を繰り返す中で、普遍的基準と一致する範囲内に自国のアイデンティティや国益の主張を収めることに成功すると、国際法の支配を「正統」なものとして自ら受けいれ、他国とともにその形成に関わることができるようになるはずである。

ところで、討議を繰り返す中で、「倫理的—政治的問い」と「語用論的問い」を

「道徳的問い」と一致する範囲内に収めるのは、基本的には各国の国民の責任であるが、価値観の多元性が最も広範囲にわたると考えられる国際社会においては、何が普遍的基準であるのかについてすら異論がありうる。したがって、各国の国民やその代表は自らが考える普遍的基準こそが絶対に正しいのだと一方的に主張するのではなく、公正な討議のルールが守られる国際的な場で実際に他国と討議を行うことを通じて、国際法の原則、基本的人権、国際的な社会正義などについて合意を積み重ねてゆかなければならない。

グロティウスの「自然状態」において、諸国家間の紛争は、剥きだしのアイデンティティや国益の衝突としてではなく、自国中心的な政策を追求する際に障害となる国際法の解釈のちがいで表れることが多い。そのため、諸国家が国際法の支配を自ら受け入れて、互いの紛争を裁判所での争訟という形で最終的に解決できる状態を実現するためにも、あらかじめ何を「法」とするかに関する幅広い合意を形成しておくことが必要不可欠になってくるのである。

こうした国際法に関する合意を促進してゆく役割を担うのが、「常設的な国際会議」としての「平和連合」である。カントの構想と同じく、この「平和連合」は「世界連盟国家」のようなものではなく、主権的な権限をもたない「会議」でなければならないのだが、こうした「会議」が国際法に関して公正な討議を行うことができる公共的な場を提供することで、諸国家間の合意を促進することができるのである。

実際、現行の国際連合が最も成功してきたのは、まさにこの分野だったといえるであろう。先述したように、国連憲章は互いに矛盾する2つの面をもっているのだが、この国連憲章の下、国連総会、国際法委員会、アドホックに開催される国際会議、国際司法裁判所の判決や勧告意見などを中心として、国際関係の法制化が急速に進んでおり、主権国家という巨人は、無数の「法」という糸によって縛られるようになってきている。「平和連合」はこうした法制化をさらに推しすすめる公共的な場として機能することで、「自然状態」から「法的状態」への移行をより円滑にするという役割を担うのである。

この「常設的な国際会議」としての「平和連合」の中で、いわば道義的超大国としての役割を果たすのが、これまで「自然権」として正当化されてきた戦争と武装の権限を他国に率先して放棄した非武装平和主義の国家である。「平和連合」それ自体、各国が戦争と武装の権限の行使を自ら抑制することで成りたつものであるが、非武装平和主義の国家は、無法な「自然状態」から「法的状態」への移行をより徹底して推し進めるために、こうした権限の行使を抑制するのみならず、権限自体を破棄するという人類未曾有の実験に乗りだしたわけであるから、他の加盟国よりも一段と道徳的に優位な立場を獲得する。

その道義的超大国としての非武装平和主義の国家が、「平和連合」で行われる討

議において主導的な役割を果たせば、カントの言う「法的状態」の実現に向けた飛躍を期待できるであろう。グロティウスの「自然状態」において、どれだけ国際関係の法制化が進んだとしても、「平和連合」の加盟国が国家主権を保持し続ける限り、法制化の成果をいつでも巻きかえすことができるため、恒久的な意味における平和は実現できない。これに対し、非武装平和主義の国家は、これまで国家主権の中核部分にあると見なされてきた戦争と武装の権限を自ら放棄したわけであるから、従来の国際法の原則に囚われることなく、これを取りこぼしたところにある「法的状態」の創設を先導することができるのである。

もちろん、「平和連合」の理念に徹する限り、各国がこうした権限を同様に放棄するかどうかは、それぞれの国の国民が自主的に行う討議に委ねられるのであり、あらかじめその結果を決めつけることはできない。だが、第1節でも述べたように、諸国家の国民は常に「注視者」として世界の出来事を仔細に観察しているのだとすれば、非武装平和主義の国家が「平和連合」で行った発言や行動が、ほかの国家の国内で行われている討議に影響を与え、こうした影響の下に「道徳的問い」が「政治—倫理的問い」や「語用論的問い」に対して優位に立てば、「法的状態」が次第に広がって行くというシナリオも十分にありうると言えるはずである。

日本国憲法第9条の制定に際して重要な役割を果たした元首相の幣原喜重郎は、かつて「われわれは今日、広い国際関係の原野におきまして、単独にこの戦争放棄の旗を掲げてゆくのでありますけれども、他日必ずわれわれの後について来る者があると私は確信しておる者である」とする見解を表明したことで知られる⁶⁶。幣原の発言には揺らぎが見られるため、彼の確信がどこまで強いものであったかについては議論もあるだろうが、私たちはこうした彼の言明の中に、諸国家の国民が自国の国家主権の行使を自ら抑制するだけでなく、最終的にはそれを部分的に放棄することによって、日本とともに「法的状態」へと入ってゆくことができるという、楽観的なシナリオへの展望を見ることができるのである。

おわりに

以上の議論をまとめると、非武装平和主義の国家は、まず第1に、国民が「法の作成者であると同時に法の名宛人になる」という意味での政治的自律を達成するために、自国を取り巻く国際関係が無法な「自然状態」から「法的状態」へと移行することを要求する。無法な「自然状態」にとどまって自国の安全を追求しようとする限り、「国家理性」を司る執行府の権力が突出して権力分立が維持できなくなるため、非武装平和主義どころか、立憲主義を掲げることさえ困難となる。したがって、非武装平和主義の国家の国民は、自国において政治的自律を達成して、国民の生命、自由、財産の安全を確保するため、周辺諸国が自国とともに「法

の状態」に移行することを要求しなければならない。

第2に、「平和に対する罪」や「人道に対する罪」については、武力の行使や威嚇といった強制手段を利用してこうした罪を犯す国や集団を処罰するのではなく、まずは自国がこうした罪を犯さないという不作為の義務を果たすことを中心にして、「国際社会」に貢献する。もともと「平和に対する罪」や「人道に対する罪」は欧米列強や日本の帝国主義に由来する「罪」である。そのため、まずはこれらの罪を犯さないという不作為の義務が、ほかのあらゆる貢献策に絶対的に優先しなければならない。

第3に、「法」を原理とする共和制は小さな政治共同体でしか成りたらず、超国家レベルに設置された「世界連盟国家」は「魂なき専制」に陥りやすいとする洞察にもとづき、国家主権については、主権的権限をそのままにして超国家レベル（ないしは地域レベル）に委譲するのではなく、まずは自国で政治的自律を徹底することで、主権的権限の行使それ自体を自己抑制することをねらいとする。

第4に、グロティウスのな「自然状態」から「法的状態」への移行を促すため、各国がある程度の敬意を払っている国際法を拡充することにより、国際関係の法制化をさらに推しすすめてゆくという経路を選択する。その際、価値観の多元性が最も広範囲にわたる国際社会においては、国際法の原理、基本的人権、国際的な社会正義などについて様々な異論がありうることから、「常設的国際会議」としての「平和連合」において、これらの点に関する合意形成を促してゆく。

第5に、「平和連合」を媒介とした国際関係の法制化だけでは、国家主権の壁を乗り越えることができず、これまでに達成された法制化の成果は常に巻きかえされる危険がある。そこで、他国に先駆けて戦争と武装の権限を放棄した非武装平和主義の国家が、「平和連合」における道義的超大国としての立場を生かして、従来の国際法の論理を超えたところにある「法的状態」の創設を先導してゆく。

最後に、「法的状態」を実現するための政治的メカニズムとして、各国に分散している世界の出来事の「注視者」の役割に期待する。非武装平和主義の国家の発言や行動を客観的な立場から観察している各国の「注視者」が、「コミュニケーションの権力」を生みだし、自国の政府に対してこれを見習うように圧力をかけてゆく。このような形で諸国家が国家主権の論理を自ら乗り越えてゆけば、非暴力的な形で徐々に「法的状態」を実現してゆくことが期待できる。

仮にこれを日本国憲法第9条の政治哲学と称するならば、その可能性は未だ汲み尽くされておらず、数多くの課題も残されている。本論文ではその大まかな輪郭を描くことしかできなかったが、日本国憲法の非武装平和主義が変わらなくても意義に少しでも光を当てることができたならば、その目的は果たされたことになるであろう。

注

- 1 代表的な論文集として、Rorden Wilkinson, ed., *The Global Governance Reader*, Routledge, 2005.
- 2 ハーバーマースの国際立憲主義をその全体にわたって詳細に検証しているのは、内村博信『討議と人権—ハーバーマースの討議理論における正統性の問題』未來社、2009年、第4章、162-234頁。
- 3 国際立憲主義の背景、理論、課題などを要約したものとして、須網隆夫「グローバル立憲主義とヨーロッパ法秩序の多元性—EUの憲法多元主義からグローバル立憲主義へ」、国際法外交雑誌、第113巻第3号（2014年）、25-55頁。
- 4 篠田英朗『「国家主権」という思想—国際立憲主義への軌跡』勁草書房、2012年、293-333頁。
- 5 カントは、「共和制」を執行権（統治権）が立法権から分離されている国家体制、「専制」を国家が自ら与えた法を専断的に執行する国家体制と定義している。カント『永遠平和のために』（宇都宮芳明訳）岩波文庫、1995年、34頁。以下、『平和』
- 6 カント「人倫の形而上学」、野田又夫編集『世界の名著39』中央公論社、1996年、497頁。以下、「人倫」
- 7 カント「世界公民的見地における一般史の構想」、『啓蒙とは何か』（篠田英雄訳）岩波文庫、2005年、36-37頁。以下、「一般史」
- 8 カント「理論と実践」、『啓蒙とは何か』（篠田英雄訳）岩波文庫、2005年、86頁。
- 9 『平和』45頁。
- 10 前者の立場の論者として、例えば、Carl Joachim Friedrich, *Inevitable Peace*, Harvard University Press 1948, pp.45-46. 第2節で扱うハーバーマースもこれと同じ立場から議論を始めている。後者の立場の論者として、Pauline Kleingeld, "Approaching Perpetual Peace: Kant's Defense of a League of States and his Ideal of a World Federation," *12 European Journal of Philosophy* 304 (2004), pp.304-325.
- 11 『平和』42頁。
- 12 「人倫」496頁。
- 13 『平和』40-41頁。
- 14 同上43-44頁。
- 15 同上43頁。
- 16 「人倫」497頁。
- 17 『平和』69頁。
- 18 カントにとって国際機構の理想的な姿は、「国際国家」や「世界共和国」ではなく、むしろ「常設的な国際会議」のほうにあったと指摘しているのは、Øysten Rundestad, *The Realm of Right: On the Development and Final Formulation of Kant's Legal Philosophy*, Ph.D. Thesis, Norwegian University of Science and Technology, 2013, pp.277-398.
- 19 『平和』40頁。
- 20 同上89頁。
- 21 同上42-43頁。
- 22 「人倫」489頁。
- 23 同上496頁。
- 24 『平和』43頁。
- 25 浜田義文「カントの永遠平和論」、『理想』、635号（1987年）、86-98頁。
- 26 カント「諸学部争い」（角忍、竹山重光訳）『カント全集18』岩波書店、2002年、116頁。

- 27 Jürgen Habermas, "Kant's Idea of Perpetual Peace with the Benefit of Two Hundred Years' Hindsight," in James Bohman and Matthias Lutz-Bachmann ed., *Perpetual Peace: Essays on Kant's Cosmopolitan Ideal*, The MIT Press, 1997. [ジェームズ・ボーマン、マティアス・ルツューバッハマン『カントと永遠平和：世界市民という理念について』（今野茂樹、田邊俊明、舟場保之訳）未来社、2006年、113-114頁] 以下、『世界市民』
- 28 同上127頁。
- 29 同上126頁。興味深いことに、アメリカの国際法学者フェルナンド・テソンも、カントの「理性法」の理念を徹底すると、道徳的な人格は個人にしか認められず、国家主権は個人の人権を守るための手段として派生的な地位を占めるにすぎないという理由で、自国民の人権を侵害している国家の主権は尊重するに値せず、その国で深刻な人権侵害が生じている場合は、諸外国からの人道的介入を正当化できると論じている。Fernando R. Teson, "The Kantian Theory of International Law," 92 *Columbia Law Review* 53 (1992), pp.53-102.
- 30 『世界市民』128-129頁。
- 31 『平和』47頁。
- 32 同上53頁。
- 33 同上53頁。
- 34 『世界市民』136頁。
- 35 マティアス・ルツューバッハマン「カントの平和理念と世界共和国の法哲学的構想」、『世界市民』、第2章、81-106頁。同じ指摘をしているのは、Otfried Höffe, *Kant's Cosmopolitan Theory of Law and Peace*, Translated by Alexandra Newton, Cambridge University Press, 2006, p.199.
- 36 ユルゲン・ハーバーマス『引き裂かれた西洋』（大貫敦子、木前利秋、鈴木直、三島憲一訳）法政大学出版局、2009年、186頁。
- 37 同上190頁。
- 38 同上188頁。
- 39 同上188-189頁。
- 40 同上189頁。
- 41 「人倫」495-496頁。
- 42 ハーバーマスの言う「コミュニケーション的権力」とは、18世紀における市民革命の原動力となったものであり、対等な市民間での相互了解を目的とする「コミュニケーション的行為」が、公共圏で生み出す匿名の力を意味する。ユルゲン・ハーバーマス『事実性と妥当性（下）』（河上倫逸、耳野健二訳）未来社、2003年、89-120頁。
- 43 政治学者のウィリアム・ショイアーマンが書評の中で述べているように、諸国家は自国の生存に関わる戦争と平和の権限を自ら進んで国際機関に委譲しないことで知られ、この分野で合意を達成することは、経済や社会の分野とは比較にならないほど困難なのである。William Sheuerman, "Global Governance without Global Government?: Habermas on Postnational Democracy," 20 *Political Theory* 5 (2007), pp.12-13.
- 44 「行為規範」と「裁判規範」の区別について、王志安「国際秩序における国際裁判の役割：E・H・カーとローターパクトの対話は可能か」、大沼保昭編『国際秩序における法と力』日本評論社、2008年、191-230頁。
- 45 H. L.A. Hart, *The Concept of Law*, Oxford University Press, 1994, Chapter V, pp.79-99. [H.L.A. ハート『法の概念』（長谷部恭男訳）筑摩書房、2014年]
- 46 Hedley Bull, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, Macmillan Press, 1995. [ヘドリー・ブル『国際社会論：アナーキカル・ソサイエティ』（白杵英一訳）岩波書店、2000年、33頁]

- 47 同上223頁。
- 48 Jed Rubenfeld, "Unilateralism and Constitutionalism," 79 *New York University Law Review* 1971 (2004), pp.1971-2028.
- 49 『世界市民』142-143頁。
- 50 International Commission on Intervention and State Sovereignty, *The Responsibility to Protect*, International Development Center, 2001, pp.11-18.
- 51 『平和』69頁。
- 52 同上21-22頁。
- 53 同じ点を指摘しているのは、毛利透「主権と平和—インゲボルグ・マウス、そしてハーバーマス」、樋口陽一、森英樹、高見勝利、辻村みよ子編『国家と自由』日本評論社、2004年、265-288頁。
- 54 樋口陽一「戦争放棄」、樋口陽一編著『講座憲法学2 主権と国際社会』日本評論社、1994年、127頁。
- 55 カール・シュミット『大地のノモス（下）』（新田邦夫訳）福村出版、1984年、468-471頁。
- 56 『平和』26-38頁。
- 57 シュミットは「行政国家」を、「実際の必要性、事態、やむをえぬ事情、時期の切迫その他、規範によってではなく、状況によって規定される正当化」に依拠する国家体制と定義している。「立法国家」と「行政国家」の対比について、カール・シュミット『合法性と正当性』（田中浩・原田武雄訳）未来社、1983年、6-9頁。
- 58 「一般史」36頁。
- 59 Hannah Arendt, *The Origins of Totalitarianism*, Harcourt Brace & Company, 1973, pp.185-266. [ハンナ・アーレント『全体主義の起原2—帝国主義』（大島道義、大島かおり訳）みすず書房、2017年]
- 60 『平和』48-49頁。
- 61 Mogami Toshiki, "The United Nations and Non-Violence," in Sakamoto Yoshikazu ed., *Global Transformation: Challenges to the State System*, United Nations University Press, 1994, pp.412-438.
- 62 最上敏樹『国際立憲主義の時代』岩波書店、2007年、163-165頁。
- 63 Martti Koskenniemi, "The Place of Law in Collective Security: Reflections on the Recent Activity of the Security Council," in Albert J. Paolini, Anthony P. Jarvis and Christian Reus-Smit ed., *Between Sovereignty and Global Governance: The United Nations, the State and Civil Society*, Macmillan Press Ltd., 1998, Chapter 2, pp.35-59.
- 64 この点に関し、Jean L. Cohen, *Globalization and Sovereignty: Rethinking Legality, Legitimacy, and Constitutionalism*, Cambridge University Press, 2012, Chapter 5, pp.266-326.
- 65 Jack Goldsmith and Eric Posner, *The Limits of International Law*, Oxford University Press, 2005, p.3.
- 66 参議院事務局編『戦争放棄編 分類 帝国憲法改正審議録』新日本法規出版、1952年、320頁。